

大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
<p>大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱</p> <p>～ 省 略 ～</p> <p>(財産の処分の制限等)</p> <p><u>第 11 条 規則第 19 条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第 4 号及び第 5 号の規定により知事が定めるものは、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 14 年文部科学省告示第 53 号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の例による。</u></p> <p><u>2 学校法人は、前項の規定により定められた期間内において、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を処分しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。ただし、知事が別に定める財産処分承認基準に該当する場合はこの限りでない。</u></p> <p><u>3 学校法人が、前項の規定による知事の承認を受けて、取得財産等を処分したことにより収入があり又はあると見込まれるときは、知事は、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることがある。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>～ 省 略 ～</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この要綱は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。</u></p>	<p>大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱</p> <p>～ 省 略 ～</p> <p>(財産の処分の制限等)</p> <p><u>第 11 条 補助事業により整備した施設又は設備を処分しようとする学校法人は、規則第 19 条の規定により、財産処分等承認申請書（様式第 7 号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>2 学校法人が、前項の規定による知事の承認を受けて、施設又は設備を処分したことにより収入があり又はあると見込まれるときは、知事は、交付した補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部に相当する金額を府に納付させることがある。</u></p> <p><u>3 規則第 19 条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第 4 号及び第 5 号の規定により知事が定めるものは、補助事業者等が補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 14 年文部科学省告示第 53 号）又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）の例による。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>～ 省 略 ～</p> <p>(新設)</p>

大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱新旧対照表

新	旧																																																																																																				
<p>(様式第5号)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 度大阪府私立高等学校等教育振興補助金補助事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>大阪府知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 学校法人 理事長 印</p> <p>大阪府補助金交付規則第12条第1項の規定により次のとおり報告します。</p> <p>1 補助金交付申請額 金 円</p> <p>2 補助金総額 金 円</p> <p>3 補助事業の実績及び負担区分等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助事業の種類</th> <th rowspan="2">補助対象経費</th> <th colspan="2">補助対象経費の負担区分</th> </tr> <tr> <th>補助金額</th> <th>法人負担額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 伝統・文化等に関する教育の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(2) 食育の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(3) 環境教育の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(4) キャリア教育等の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(5) 体験活動の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(6) 教育種別体制の整備事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(7) 子どもに向き合う環境の整備事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(8) 教育の国際化事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(9) 防災教育の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(10) 障がいのある生徒の高校生活支援事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>4 補助事業の目的</p> <p>5 補助事業の内容</p> <p>6 補助事業の効果</p> <p>7 補助事業完了期日 平成 年 月 日</p>	補助事業の種類	補助対象経費	補助対象経費の負担区分		補助金額	法人負担額等	(1) 伝統・文化等に関する教育の推進事業				(2) 食育の推進事業				(3) 環境教育の推進事業				(4) キャリア教育等の推進事業				(5) 体験活動の推進事業				(6) 教育種別体制の整備事業				(7) 子どもに向き合う環境の整備事業				(8) 教育の国際化事業				(9) 防災教育の推進事業				(10) 障がいのある生徒の高校生活支援事業				合 計				<p>(様式第5号)</p> <p style="text-align: center;">平成 年 度大阪府私立高等学校等教育振興補助金補助事業実績報告書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>大阪府知事 様</p> <p style="text-align: right;">所在地 学校法人 理事長 印</p> <p>大阪府補助金交付規則第12条第1項の規定により次のとおり報告します。</p> <p>1 補助金交付申請額 金 円</p> <p>2 補助事業実績総額及び負担区分等</p> <p style="text-align: right;">(単位:円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">補助事業の種類</th> <th rowspan="2">補助対象経費</th> <th colspan="2">補助対象経費の負担区分</th> </tr> <tr> <th>補助金額</th> <th>法人負担額等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>(1) 伝統・文化等に関する教育の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(2) 食育の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(3) 環境教育の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(4) キャリア教育等の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(5) 体験活動の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(6) 教育種別体制の整備事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(7) 子どもに向き合う環境の整備事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(8) 教育の国際化事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(9) 防災教育の推進事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>(10) 障がいのある生徒の高校生活支援事業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>合 計</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>3 補助事業の目的</p> <p>4 補助事業の内容</p> <p>5 補助事業の効果</p> <p>6 補助事業完了期日 平成 年 月 日</p>	補助事業の種類	補助対象経費	補助対象経費の負担区分		補助金額	法人負担額等	(1) 伝統・文化等に関する教育の推進事業				(2) 食育の推進事業				(3) 環境教育の推進事業				(4) キャリア教育等の推進事業				(5) 体験活動の推進事業				(6) 教育種別体制の整備事業				(7) 子どもに向き合う環境の整備事業				(8) 教育の国際化事業				(9) 防災教育の推進事業				(10) 障がいのある生徒の高校生活支援事業				合 計			
補助事業の種類			補助対象経費	補助対象経費の負担区分																																																																																																	
	補助金額	法人負担額等																																																																																																			
(1) 伝統・文化等に関する教育の推進事業																																																																																																					
(2) 食育の推進事業																																																																																																					
(3) 環境教育の推進事業																																																																																																					
(4) キャリア教育等の推進事業																																																																																																					
(5) 体験活動の推進事業																																																																																																					
(6) 教育種別体制の整備事業																																																																																																					
(7) 子どもに向き合う環境の整備事業																																																																																																					
(8) 教育の国際化事業																																																																																																					
(9) 防災教育の推進事業																																																																																																					
(10) 障がいのある生徒の高校生活支援事業																																																																																																					
合 計																																																																																																					
補助事業の種類	補助対象経費	補助対象経費の負担区分																																																																																																			
		補助金額	法人負担額等																																																																																																		
(1) 伝統・文化等に関する教育の推進事業																																																																																																					
(2) 食育の推進事業																																																																																																					
(3) 環境教育の推進事業																																																																																																					
(4) キャリア教育等の推進事業																																																																																																					
(5) 体験活動の推進事業																																																																																																					
(6) 教育種別体制の整備事業																																																																																																					
(7) 子どもに向き合う環境の整備事業																																																																																																					
(8) 教育の国際化事業																																																																																																					
(9) 防災教育の推進事業																																																																																																					
(10) 障がいのある生徒の高校生活支援事業																																																																																																					
合 計																																																																																																					

大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱新旧対照表

新	旧
(削除)	<p>(様式第7号)</p> <p>大阪府私立高等学校等教育振興補助金に係る財産処分等承認申請書</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>大阪府知事 様</p> <p>所在地 学校法人 理事長 印</p> <p>大阪府私立高等学校等教育振興補助金交付要綱第11条第1項の規定により、財産処分等の承認を受けたいので、次とおり申請します。</p> <p>1 処分等の内容 (1) 処分対象施設・設備 ① 補助金交付年度 ② 品目・室名 ③ 処分制限年数 ④ 数量等 ⑤ 取得価格(工事費含む) ⑥ 処分の種類 ⑦ 処分予定年月日</p> <p>(2) 処分内容の詳細</p> <p>2 処分の理由</p> <p>3 参考資料 別添のとおり</p>